

第6期さかい男女共同参画プラン（骨子案）

資料 1

1. 策定について

（1）目的及び基本理念

これまでの固定化された性別の役割にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等なパートナーとして参画できる男女共同参画社会の実現を目的とし、条例の基本理念に基づくものとする。（※1）

「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例に定める基本理念（条例要約）」

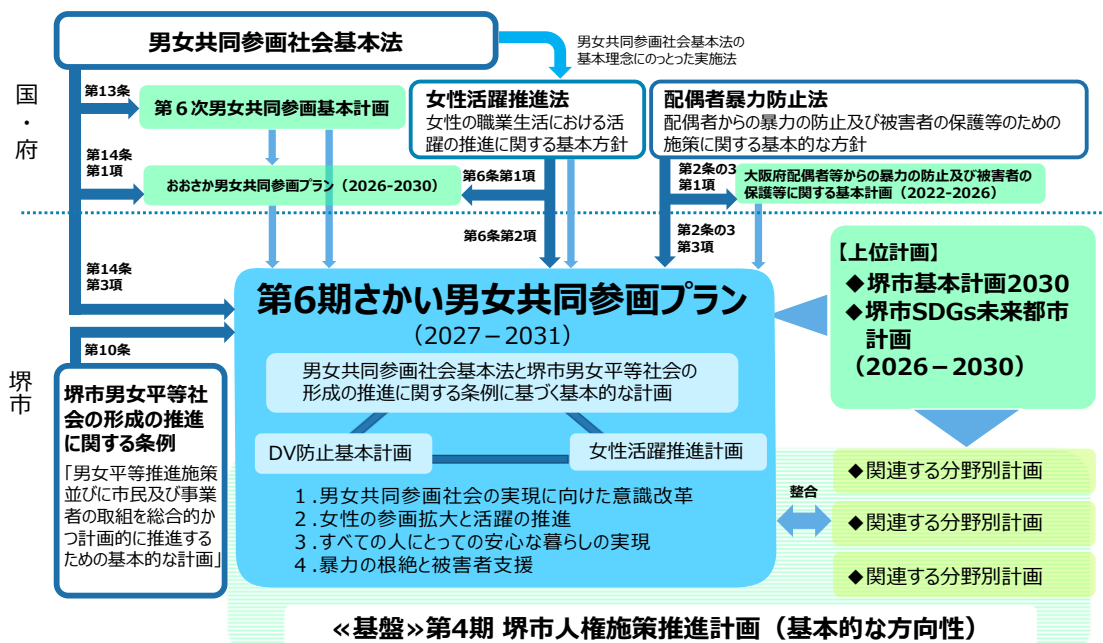
- | | |
|---------------------------|-------------------------------|
| ①個人の人權の尊重 | ⑤性と生殖に関する健康と権利の尊重 |
| ②社会における制度・慣行の見直し | ⑥男女の性別にとどまらないあらゆる人の人權への配慮（※2） |
| ③政策等の立案・決定への対等な参画 | ⑦国際社会との協調 |
| ④家庭生活における活動と社会生活における活動の両立 | |

（2）計画期間

令和9（2027）年度～令和13（2031）年度（5年間）

（3）計画の位置づけ等

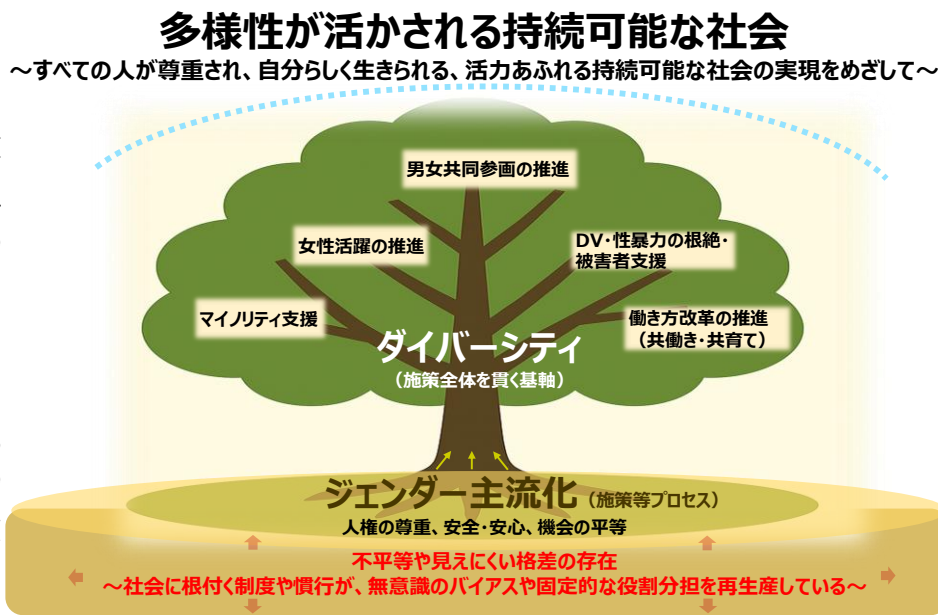
*女性活躍推進法・・・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
配偶者暴力防止法・・・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律



（4）基本的な視点

◆施策全体を貫く基軸として
＝ダイバーシティ（多様性の尊重）＝
社会には、性別、年齢、障害の有無、文化的背景、価値観など様々な違いが存在する。第6期さかい男女共同参画プランは、こうした違いを前提とするダイバーシティの考え方を、施策全体を貫く基軸とし、すべての人が尊重され、自分らしく生きられる、活力あふれる持続可能な社会の実現をめざす。

◆施策等プロセスとして
＝ジェンダー主流化＝
SDGs の理念を踏まえ、様々な分野においてジェンダー平等を実現するため、施策や事業の企画・立案・実施・評価のすべての段階（施策等プロセス）に、男女それぞれが置かれている状況や異なる課題・ニーズを踏まえたジェンダーの視点を組み込む。



2. 堺を取り巻く状況について

【社会情勢の現状等】

- ◆国による第6次男女共同参画基本計画策定（令和8年3月13日閣議決定）等（基本的な視点と取り組むべき事項等（一部要約））
- ・すべての人が働きやすい環境整備と女性の経済的自立の推進
 - ・地域での男女共同参画の推進
 - ・あらゆる暴力の根絶と被害者支援（※3）
 - ・防災・復興への男女共同参画の徹底
 - ・意思決定過程への女性参画の加速
 - ・テクノロジーの進展を踏まえたジェンダー主流化と利活用促進
 - ・多様かつ複合的困難を抱える女性への支援
 - ・社会制度・慣行の見直しと中立化

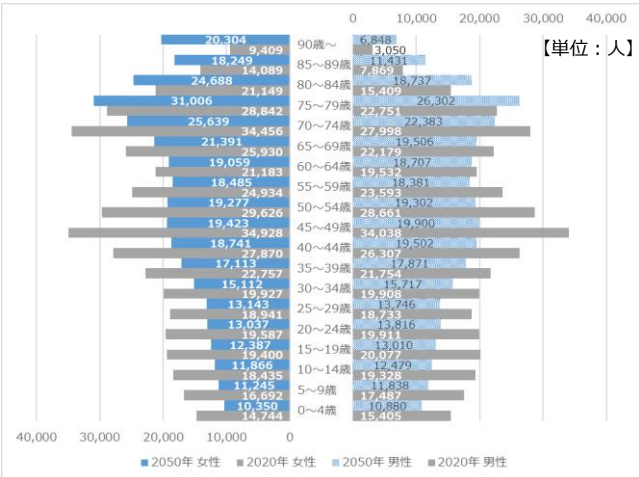
◆第5期さかい男女共同参画プラン策定後（令和4年3月）の主な法改正等の動き

改正時期等	法律名等	内容
令和4年5月	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）の成立	女性支援の強化
令和5年5月	配偶者暴力防止法の改正	精神的DVも保護対象に追加等
令和5年6月	刑法等の改正	強制性交等罪は「不同意性交等罪」に、性交同意年齢が「16歳未満」に引き上げ等
令和7年6月	独立行政法人男女共同参画機構法の成立男女共同参画社会基本法の改正	男女共同参画センターの機能強化
令和7年6月	女性活躍推進法の改正	女性の職業生活における活躍推進は女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨が法の基本原則に明確化
令和7年12月	ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）の改正	紛失防止タグを用いた位置情報の無承諾取得の規制等

◆堺市の現状・取組の成果等

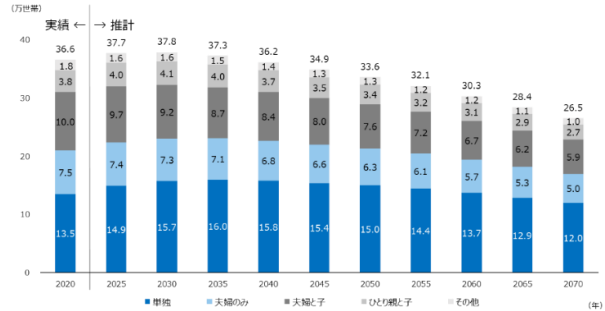
○人口減少・高齢化の進展、世帯構成の変化等

【年齢（5歳階級）別人口、将来推計人口（2020年、2050年）】



出典：2020年は総務省統計局「国勢調査」（令和2年）。2050年は堺市で独自集計（堺市基本計画2030より）。

【総世帯数と類型別世帯数の将来推計】



- 2020年から2050年にかけて、15歳未満の人口（年少人口）比率、15歳から64歳の人口（生産年齢人口）比率は低下傾向、65歳以上の人口（高齢者人口）比率は上昇傾向で推移する見込み。
- 総世帯数は2030年以降減少するが、単独世帯比率は上昇傾向、ひとり親世帯比率は横ばいで推移する見込み。
- AI等テクノロジーの急速な進展・進化における影響（利便性とリスク）

○第5期さかい男女共同参画プランの振り返り（計画期間：令和4～8年度）

・基本方針ごとに設定した21※のKPI（重要業績評価指標）は、概ね改善。【達成】3項目【目標値比80%以上】13項目※再掲項目除く

●基本方針1 女性の参画拡大と活躍の推進（①堺市ダイバーシティ企画課調べ、②堺市人事課調べ、③④堺市市民意識調査結果）

- ①市の審議会等委員の女性比率の上昇 41.9%（令和3年度）⇒45.0%（令和7年度）（目標値：45%（令和8年度））**達成**
- ②市の管理職の女性比率の上昇 16.0%（令和3年度）⇒24.0%（令和8年度）（目標値：30%（令和8年度））
- ③女性の就業率の上昇 49.8%（令和元年度）⇒54.5%（令和6年度）（目標値：55%（令和7年度））
- ④市の男性職員育児休業取得率の上昇 34.6%（令和2年度）⇒93.3%（令和7年度）（目標値：80%（令和8年度））**達成**

⇒方針の立案・決定過程への女性の参画の上昇・ライフスタイル（就業・育児への参画等の意識や行動）の変化

●基本方針2 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発（①、②堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（令和7年）より）

- ①ジェンダー平等意識が高まる一方、意識と生活実態のギャップは女性に顕著。また、現状を「女性優遇感」と捉える若年層の増加。
- ②「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する人の割合の上昇 女性 68.4%・男性 54.7%（令和2年）⇒女性 74.4%・男性 64.6%（令和7年）（目標値：80%（令和8年））

⇒ジェンダー平等意識が高まる一方、根強い固定的な性別役割分担意識の存在

●基本方針3 すべての人にとっての安心な暮らしの実現（①堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（令和7年）より）

- ①「防災訓練や講演会など地域での防災活動」に参加したことがある女性の割合 39.5%（令和2年）⇒33.9%（令和7年）（目標値：45%（令和8年））

⇒地域での防災活動における女性の参画の停滞

●基本方針4 暴力の根絶と被害者支援（①堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査、②大阪府警察「大阪府下の犯罪統計」及び本市「堺市内犯罪統計」より）

- ①「配偶者や交際相手からの暴力について相談できる窓口を知っている人の割合 32.1%（令和2年）⇒66.9%（令和7年）（目標値：50%（令和8年））**達成**
- ②性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ）の認知件数の上昇 45件（令和2年）⇒110件（令和6年）

⇒ジェンダーに基づく暴力の相談窓口の浸透と明らかになった被害の実態

○男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の公表

・人口、意思決定、就労、意識、暴力等の様々な分野別で整理。

※1：「あらゆる分野」の表記について、「男女共同参画社会基本法」前文より抜粋

※2：「あらゆる人」の表記について、「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」第3条より抜粋

※3：「あらゆる暴力」の表記について、「第6次男女共同参画基本計画」第1部3（1）基本的な視点及び取り組むべき事項 ⑤より抜粋

3. 施策の基本的方向

基本方針 1
男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

現状と課題

- 男女の役割や地位に関する意識は、前回調査から「平等」とする割合が増加し、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的な考えに反対する人も男女ともに増加。
- 一方、家事や育児などの生活実態は依然として性別役割分業に基づいており、意識と実態の乖離は特に女性において顕著。
- また、若年層では男女の地位の平等感について、「女性が優遇されている」と感じる傾向が見られるほか、社会情勢の変化により生きづらさを抱える男性も少なくない。

すべての世代・分野において、固定的な性別役割分担意識の解消と男女共同参画への理解を促進する必要がある。

【男女の地位の平等感（堺市・令和 7 年）】（単位：％）

対象	男性が優遇	平等	女性が優遇	無回答
全体 N=1,365	75.3%	17.4%	4.4%	2.9%
内) 女性 29 歳以下 N=67	68.6%	23.9%	7.5%	0.0%
内) 男性 29 歳以下 N=39	48.8%	30.8%	20.5%	0.0%

出典：堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（令和 7 年）

施策の基本方向性

- こどもの頃からのジェンダー平等教育、意識啓発の推進
- 職場、学校教育、政治など、すべての分野における男女共同参画に向けた意識啓発
- 男女共同参画の理解を深める表現の推進
- （新）男女共同参画センターの機能強化

主な指標

- 「夫は外で働き、妻は家庭をまもるべきである」という考え方に反対する人の割合
- 市の男性職員育児休業取得率
- （新）男女の地位の平等感（社会全体として）
- （新）末子 6 歳未満の子どもをもつ人の育児・家事参画時間が平日 1 時間以上の割合

基本方針 2
女性の参画拡大と活躍の推進

現状と課題

- 審議会等における女性委員の登用率や市女性職員の管理職割合は年々増加しており、意思決定過程への女性参画は進展している。
- 女性の就業率は上昇傾向にある。年齢階級別労働力率で見ると、出産・育児期に低下する傾向（M 字カーブ）は解消されつつある。一方、正規雇用比率は 20 代後半をピークに下降傾向（L 字カーブ）にある。
- 男性の育児休業取得率は全国的に上昇しており、本市職員においても同様に上昇傾向にある。

すべての人が性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがなく社会をめざし、すべての分野での女性の参画拡大を更に進める必要がある。

【審議会等における女性委員の登用状況（各年原則 4 月 1 日現在）（堺市）】（単位：％）

年度	割合（％）
令和2年	37.9%
令和3年	39.5%
令和4年	43.2%
令和5年	43.1%
令和6年	43.9%
令和7年	45.0%

出典：堺市ダイバーシティ企画課調べ

施策の基本方向性

- 意思決定過程への女性の参画促進
- 女性の活躍を支える環境の整備
- 女性の就業機会の拡大
- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 育児・子育て・介護支援の充実

主な指標

- 審議会委員の女性比率
- 女性の就業率
- 市職員の女性管理職比率
- 市の教職員管理職の女性比率

基本方針 3
すべての人にとっての安心な暮らしの実現

現状と課題

- 高齢化や単身世帯の増加に伴い、幅広い層で孤独・孤立、貧困といった困難に直面する人々が増加。特に女性は、その属性ゆえに複数の課題が重なり、より複合的に困難な状況に置かれる場合がある。
- 男性の自殺者数は女性に比べて多く、背景には中高年男性の過重労働によるストレスなどの問題があると考えられる。
- 就業の増加、月経回数の増加（生涯出産数の減少による）、初産年齢の上昇、平均寿命の伸長といった要因により、女性の健康を脅かす疾病構造が変化。
- 大規模災害への備えが急がれる中、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組は、いまだ十分に浸透しているとは言えない。

性差に応じた健康への理解と支援、ひとり親世帯や高齢者等困難を抱えるすべての人が安心して暮らせる環境整備に加え、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立が必要である。

【人口 10 万人当たりの自殺者数（堺市）】（単位：人口 10 万対）

年度	女性	男性	全体
令和元年	7.4	23.0	14.9
令和2年	10.4	25.6	17.6
令和3年	11.4	21.7	16.3
令和4年	14.3	26.2	20.0
令和5年	12.9	25.1	18.7
令和6年	10.4	25.3	17.5

出典：厚生労働省「人口動態調査」（令和元～6 年）。厚生労働省の「諸率の算出に用いた人口」をもとに算出

施策の基本方向性

- 生涯を通じた男女の健康への支援
- ひとり親世帯や女性や子ども、高齢者等すべての人が安心して暮らせる環境整備
- 男性にとっての男女共同参画
- 年齢や性別、障害の有無、国籍、文化等の違いなど多様性の尊重と理解の促進
- 地域活動における男女共同参画の推進
- 防災における男女共同参画の推進

主な指標

- 子宮頸がん、乳がん検診率
- （新）特定健康診査（職場の健康診断や人間ドッグを含む）を受けていると答えた人の割合
- 自殺死亡率（人口 10 万人あたりの自殺者数）
- 「防災訓練や講演会など地域での防災活動」に参加したことがある人の割合

基本方針 4
暴力の根絶と被害者支援

現状と課題

- 配偶者暴力防止法や性犯罪に関連する刑法の改正、さらに「子ども性暴力防止法」の成立など、性暴力・性犯罪および DV 対策の法的枠組みが強化されている。
- 配偶者等からの DV 被害経験は男女ともに前回調査より増加し、依然として女性の割合が高い。相談窓口の周知が進む一方、「どこにも相談しなかった」という回答割合も上昇しており、潜在的な被害への対応が課題。
- 性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ）の令和 6 年認知件数は令和 2 年から上昇。令和 6 年の被害状況から、不同意性交等の約 43%、不同意わいせつの約 53%の被害者は学生であり、若年層の被害が顕著。

性暴力や DV、児童虐待、ストーカー、セクシュアルハラスメント等の被害者が、ためらうことなく相談し、必要な支援を受けられる体制の充実・強化が不可欠である。あわせて、暴力の被害者にも加害者にも、そして傍観者にもならないよう、教育・啓発を徹底する必要がある。

【DV 被害者が「どこ（だれ）にも相談しなかった」とする市民の割合（堺市）】

対象	相談した	相談しなかった	無回答
女性（令和2年）（N=227）	36.1%	32.2%	31.7%
男性（令和2年）（N=87）	8.0%	40.2%	51.7%
女性（令和7年）（N=185）	34.6%	37.3%	28.1%
男性（令和7年）（N=93）	15.0%	48.4%	36.6%

出典：堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（令和 7 年）

施策の基本方向性

- 暴力を許さない意識の醸成
- （新）若年層の性被害の未然防止
- 相談体制の整備及び連携体制の構築
- 被害者の安全確保の徹底
- 被害者の自立支援と生活支援
- 子どもへの虐待防止
- セクシュアルハラスメントの防止
- 性犯罪・性暴力の根絶に向けた「セーフティさかい」の推進

主な指標

- （新）暴力（DV、性暴力、ハラスメント）被害者が相談をした割合
- 配偶者や交際相手からの暴力について相談できる窓口を知っている人の割合
- （新）性犯罪（不同意わいせつ、不同意性交等）認知件数（モニタリング）

*（新）の表記について、第 5 期さかい男女共同参画プランの内容から第 6 期さかい男女共同参画プランにおいて新たに追加したもの。

*子ども性暴力防止法・・・学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

4. 計画の推進にあたって

(1) 計画の推進体制

- 市民や関係機関、事業者等との連携。庁内関係部署や男女共同参画センターとの連携。堺市男女平等推進審議会での調査審議。

(2) 計画の評価

- PDCA サイクルによる適切な進捗管理を行う。また、その内容を公表する。